

税金

税金は納期内に納付を

税金や保険料には、納期限が定められています。納期限内に完納していない方には、督促状や催告書の送付、電話などによる催告を行います。督促状の送付から一定期間が過ぎると、差押えを執行することが法律で定められています。納期限内の納付をお願いします。

問合せ 納税課内 190

納め忘れのないように

…口座振替・クレジットカード定期納付

①預貯金口座振替

預貯金口座のある取扱金融機関の窓口で申し込むことができます。

金融機関によっては、市役所納税課でも申し込むことができます（手続きには、キャッシュカード・身分証明書が必要です）。

②クレジットカード定期納付

納期限ごとに継続して、クレジットカードから自動的に決済されます。

※専用の申込書による申込みが必要です。詳しくは問い合わせてください。

※決済手数料がかかります。

納付書のバーコードを読み取る…キャッシュレス決済

①スマートフォン決済

スマートフォンやタブレット端末から、PayPay、Payなどの決済アプリで、市税等の納付が可能です。

②クレジットカード専用サイト納付

専用のウェブサイト（エフレジ公金支払い）で、納付が可能です。

※システム利用料がかかります。

地方税お支払サイトでの納付

固定資産税・都市計画税および軽自動車税（種別割）は、「e-Tax」（納付書に記載の二次元バーコード）、「e-番号」（納付書番号）を利用して「地方税お支払サイト」で納付ができます。



「地方税お支払サイト」では、クレジットカード払い、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）などを利用することができます。

また、「e-Tax」に対応したスマートフォンアプリでの納付や、納付書に記載している以外の金融機関でも納付できます。

納付書による納付

市役所（西多摩農業協同組合派出所）および金融機関窓口、コンビニエンスストア（納付書裏面に掲載）で納付できます。

※コンビニエンスストアでの納付は、納付書にバーコード印字がある場合に限られます。



▲納付方法について詳しくはこちら（市公式サイト）

5月上旬に送付 軽自動車税（種別割）納税通知書

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更などの手続きをした場合でも、4月1日現在の所有者に課税されます。

申請先・問合せ 課税課市民税係内 189

継続検査の申請をする方

＝継続検査時の納税証明書の提示が省略できます＝

軽自動車検査協会等において、軽自動車税（種別割）の納税確認を電子的に行うことが可能になり、継続検査時（軽四輪、二輪の小型自動車）の納税証明書の提示を省略できるようになりました（例外あり）。

そのため、預貯金口座振替やクレジットカード決済、スマートフォン決済サービスなどで納期限内に納付した場合も、納税確認を電子的に行うことが可能になったため、納税証明書は送付しません。

軽自動車税（種別割）の減免

身体や精神に障害があり、歩行が困難な方が使う軽自動車などは、1台に限り税金が減免されます。詳しくは、納税通知書に同封するお知らせを確認してください。

申請期限 6月2日（月）

令和6年度に軽自動車税（種別割）が減免だった方で、1月の照会書に回答がなかった方には納税通知書を送付します。引き続き減免を希望する場合は、減免申請書を提出してください。

※減免の対象となる車両を買い替えた場合は、新たに申請が必要です。

【申請に必要なもの】

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など

②運転する方の運転免許証（マイナ免許証含む）

③軽自動車税（種別割）納税通知書

④納税義務者のマイナンバー（個人番号）と申請者の本人確認書類

▼納税義務者本人が申請する場合

・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

▼代理人が申請する場合

・納税義務者の個人番号の記載がある書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

・代理人の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

・委任状（法定代理人の場合は、戸籍謄本など資格を証明する書類）

創業支援補助金

羽村市での創業を応援します！

羽村市での創業を支援するため、創業に要する経費の一部を補助します。

あなたのアイデアや夢を実現し、新たなビジネスチャンスをつかむために、積極的に応募してください。お待ちしております。

対象 市内で新たに創業する方、創業後5年未満の方、第二創業を行う方
新たに創業する方：令和8年2月末日までに創業する方

第二創業を行う方：「日本標準産業分類」の中分類を越えた業務転換や新事業進出を行う方で、すでに事業を営んでいる個人事業主、会社の代表者が事業承継後10年未満の方、または令和8年2月末日までに事業承継を行う方

※フランチャイズ契約による創業は対象外

※市外在住の方も対象となります。

※実績報告時までに、認定特定創業支援事業を受けていただく必要があります。

補助対象経費

補助金交付決定後（7月中旬を予定）から令和8年2月末日までに購入や支払いを行う次の経費

(1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成などに係る経費
(2) 事業所等借入費（賃貸料・共益費・仲介手数料）
(3) 設備費（第二創業の場合は、廃業に係る経費を含む）

(4) マーケティング調査費

(5) 広報費

審査方法 次のポイントから行う書類・面接審査

①事業の実現性
②事業の独創性
③事業の収益性
④事業の継続性
⑤羽村市らしさがあるか
採択件数 2件程度（予定）
補助率・上限額 対象経費（税抜）の3分の2、上限50万円（補助対象者またはその従業員等が市に移住・定住した場合は上限60万円）

申請受付 5月1日（木）～6月13日（金）に、必要書類を直接、市役所西分室2階産業振興課へ

※必要書類は、市公式サイトからダウンロードすることができます。

交付決定 7月中旬（予定）

※P13で紹介している、5月18日（日）に行う「創業支援セミナー」は、認定特定創業支援事業の対象となります。補助金の申請に必要な事業計画書についてのセミナーです。ぜひ参加してください。

★創業支援コーディネーターに相談できます★

創業支援コーディネーターが、申請のための事業計画書の作成をお手伝いします。スケジュールは市公式サイトを確認してください。

問合せ 産業振興課商工観光係内 656



▲詳しくはこちら（市公式サイト）